

京都市告示第450号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号（改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成23年3月11日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
かどのクリニック	上京区仁和寺街道千本西入五番町1 65番地	平成23年1月1日
立石クリニック	左京区一乗寺里ノ前町69番地	平成23年1月1日
中村クリニック	東山区松原通大和大路東入弓矢町4 8, 49合地	平成23年1月1日
医療法人耳鼻咽喉科なか お医院	西京区松尾大利町11番地の1 松 尾メディカル・スクエア2階2-B	平成23年1月1日
原田ファミリー歯科	右京区西京極午塚町30番地 にぎ わいの街高辻1階	平成23年2月1日
武田歯科医院	右京区花園寺ノ内町34番地	平成23年2月1日
桃山歯科クリニック	伏見区讃岐町155番地	平成23年1月1日
株式会社くさかべ薬局	右京区太秦多藪町45番地	平成23年2月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)